

参加費
無料

一社) 日本ストレスマネジメント研究所 2019年7月度 健康経営マンスリーセミナー

本セミナーでは、職場の安全衛生管理に関する月ごとの重要トピックを取り上げ、産業医や心理士がわかりやすくお伝えしています。講話の内容や資料は、ご所属先の安全衛生委員会・衛生委員会の議題として、そのままご利用いただけるものとなっていますので、是非ご活用ください。

日時

2019年7月25日 木

14:00~15:30 (受付開始 13:45)

会場

I-QUON株式会社2F セミナールーム

高槻市城北町2-9-34

阪急高槻市 徒歩2分・JR高槻 徒歩10分

定員

定員 25名 (申し込み先着順) 1法人2名様 まで

講話

働き方改革関連法による時間外労働上限規制について

講師 | 産業医・労働衛生コンサルタント堀米 麻美 先生 (I-QUON株式会社)

公認心理師・臨床心理士 楠 無我 (当法人理事)

2019年4月より、いわゆる働き方改革関連法が施行され、時間外労働に上限規制が設けられることとなりました。中小企業への適用は1年間の猶予期間が設けられていますが、2020年の4月までには、すべての事業所で対応が必要になります。本講話では、皆様の事業所にて必要な対応を理解していただけるよう、厚生労働省の資料をもとに、時間外労働上限規制の内容について解説します。

また、上限規制が設けられた理由は、言わずもがな労働者の健康を守るためです。しかし、時間外労働と健康問題の関連性については、使用者も労働者も正しく認識できていないことが多いように思われます。したがって、企業の人事労務担当者や安全衛生管理担当者は、上限規制がなぜ必要なのかを正しく理解した上で、事業所内に啓発を行っていく必要があります。当日は、法規制の根拠となる長時間労働による健康リスクの問題についても、詳しくお話をする予定です。

お申し込み方法

以下のいずれかの方法により、申し込みを行ってください。

- ① 下記に必要事項を記入の上、FAX (送信先: 072-676-8223) で申し込む
- ② Web上のフォームから申し込む (右のQRコードもしくは以下URLから)

<https://forms.gle/d61FR7VYixdEyNUSA>



事業所名		部署名	
ふりがな 氏名		役職	
メール アドレス		電話 連絡先	
業種		参加人数	1名・2名
テーマに 関して聞 いてみた いこと			